教育支援センター整備指針と枚方市の現状について

	教育支援センター整備指針(試案)	現在ルポでできていること	R05 試行 R06 以降実施予定
1	① 教育委員会は,教育支援センター(以下「セン	①【実施済み】	①【名称変更】
趣	ター」という。)の整備に 当たって,この指針の		不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の
旨	定めるところに留意し,不登校児童生徒に対す る適切な支援を行わなければならない。		安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善 等のための相談・指導を行うことにより、その社
			会的自立に資するため、枚方市立教育文化セン
			ター(以下「センター」という。)に枚方市教育支援
			<u>センター「ルポ」</u> (以下 <u>「ルポ」</u> という。)を置く。
-		①【実施済み】要綱	
2 ₌ л	適応,情緒の安定,基礎学力の補充,基本的生活	第2条 「ルポ」は、前条に規定する目的を達成す	
竇	習慣の改善等のための相談・指導(学習指導を含	るため、次に掲げる事業を行う。	
設置の目的	む。以下同じ。)を行うことにより,その社会的 自立に資することを基本とする。	(1) 不登校児等に対する教育相談に関すること。 (2) 不登校児等に対する学習援助に関すること。	
菂		(3) 不登校児等が行う集団活動に関すること。	
		(4) 前3号に掲げるもののほか、不登校児等に対	
		する自立への援助及び指導に関すること。	
3	①センターは、その目的を実現するため、その相	②【実施済み】要項	①【未実施】
	談・指導,その他のセンターの運営状況について	5.内容等	
自己評価・情報の積極的な提供等	改善・充実を図るとともに,自ら点検及び評価を 行い,その結果を公表するよう努めるものとす	(1)学習活動 ・本人の学習意欲に重点を置いた自習活動やタ	②【試行実施済み】要項追加 (6)保護者支援
評価	11で、この相米を公衣するより方のもものとす。 る。	「本人の子自思めに単点を置いた日自冶動やタ ブレット端末等を活用した学習活動等	(の)休暖有文版 ・保護者懇談(各学期)、保護者会、カウンセリン
	②センターは、その相談・指導、その他のセンター	(2)個人活動	グ、タブレット端末等を活用した連絡体制
報	の運営の状況について、保護者等に対して積極	・児童・生徒の状況に合わせた個人的な活動やタ	(7)学校支援
の 積	的に情報を提供するものとする。	ブレット端末等を活用した活動等 (3)グループ活動	│・担任交流会、担任連絡会、教職員を対象とした │ │ 研修会、タブレット端末等を活用した連絡体制等 │
極		(3)フルーフ活動 ・小集団による活動やタブレット端末等を活用し	柳杉云、タブレッド端木寺で泊用した建稿体制寺
的 な		た活動等	
提		(4)体験学習・教育講座等	
供		・年間計画に従い実施 (5)カウンセリング	
,,		- (3)がランピッシン - ・児童・生徒には週1回、保護者には月1回のカウ	
		ンセリングを実施	
		 ·情報発信、不登校調査·分析、学校訪問	
		*	
L		l	l .

4 対象者	①入室や退室等に関する方針や基準が明らかにされていること。 ②不登校児童生徒の入退室等の決定については、その態様等を踏まえ、センターにおける指導	①【実施済み】要綱第3条 「ルポ」を利用することができる者(以下「利用対象者」という。)は、本市に住所を有し、かつ、「ルポ」の利用を希望する不登校児等のうち、次に掲げる要件を備えた者とする。 (1) 不登校児等の保護者が「ルポ」の利用を希望していること。 (2) 不登校児等が在籍する小学校又は中学校の校長から「ルポ」の利用についての申出があること。 ②【実施済み】要項 7.申請手続きについて	③【要検討】 教育相談業務を教育支援センターの業務に移行することで対応可
	の効果が達せられるよう児童生徒の実情等の的確な見立て(アセスメント)に努めるものとする。その際には、当該児童生徒が 在籍する学校関係者はもとより、専門家を含めて検討を行うことが望ましい。	(1)「ルボ」申請手続きについて(別紙)に従い、入室または、訪問指導員派遣の申請書を提出する。(訪問指導員派遣申請については別紙訪問実施要項参照) (2)登室承認は単年度制とし、翌年度に希望する場合も改めて申請手続きが必要である。 (3)前年度より継続して申請をする児童・生徒においては、申請書の提出後、登室可能とする。 (4)令和4年度(2022 年度)の申込受付は、令和5年(2023 年)1月 27 日(金)までとする。	
	③必要に応じて、中学校を卒業した者についても進路等に関して主として教育相談等による支援を行うことが望ましい。	(5)該当児童・生徒が通院等をしている場合は、 担当医等と連携するなど、入室の適否を確認し たうえで申請をする。 (6)申請前に、保護者等は、教育相談員(スクー ルカウンセラー、心の教室相談員または、枚方市 立教育文化センターの教育相談員)と相談する 等、専門家のアセスメントを要する。	
5 指導内容・方法	①児童生徒の立場に立ち,人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・指導を行う。 ②相談に関しては,共感的な理解に立ちつつ,児童生徒の自立を支援する立場から実施する。	【実施済み】要項 ①② 2.事業目的 (1)該当児童・生徒に対し、社会的自立をめざし た学習及び活動の場を提供する。 (2)多様な活動を通じて、該当児童・生徒の社会 的自立をめざしたきめ細やかな継続的支援及び 指導を行う。	

	③各教科等の学習指導に関しては,在籍校とも連絡をとり,センター及び児童生徒の実情に応じて実施する。 ④指導内容は,児童生徒の実態に応じて適切に定め,個別指導と併せて,センター及び児童生徒の実情に応じて集団指導を実施するものとする。その際,児童生徒の実情に応じて体験活動を取り入れるものとする。 ⑤家庭訪問による相談・指導は,センター,地域,児童生徒の実情に応じて適切に実施することが望ましい。通所困難な児童生徒については,学校や他機関との連携の下,適切な配慮を行うことが望ましい。(別添4) ⑥センターは,不登校児童生徒の保護者に対して,不登校の態様に応じた適切な助言・援助を行うものとする。	③④ 2.事業目的 (1)学習活動 ・本人の学習意欲に重点を置いた自習活動やタブレット端末等を活用した学習活動等 (2)個人活動 ・児童・生徒の状況に合わせた個人的な活動やタブレット端末等を活用した活動等 (3)グループ活動 ・小集団による活動やタブレット端末等を活用した活動等 (4)体験学習・教育講座等 ・年間計画に従い実施 ⑤ 2.事業目的 (3)訪問指導員による訪問指導を通じ、登室困難な児童・生徒の主体的な活動を支援する。	
6	①センターには、相談・指導などに従事する指導 員を置くものとする。	①【実施済み】要綱 第7条 利用対象者に対する自立への援助及び	⑥【試行実施済み】要項追加 5. 内容等 (6)保護者支援 ・保護者懇談(各学期)、保護者会、カウンセリン グ、タブレット端末等を活用した連絡体制 ②③【要検討】
指導体制	②指導員は、通所の児童生徒の実定員10人に対して少なくとも2人程度 置くことが望ましい。 ③指導員には、相談・指導、学習指導等に必要な知識及び経験又は技能を 有し、かつその職務を行うに必要な熱意と識見を有する者を充てるものとする。		

	④教育委員会は、指導員の資質向上のため適切な研修の機会を確保するよう努めることとする。 ⑤カウンセラーなどの専門家を常勤又は非常勤で配置し、児童生徒の指導方針等につき、協力を得ることが望ましい。 ⑥その他、年齢、職種等、多様な人材の協力を得ることが望ましい。その際、協力を得る人材の実情に応じ、適切な研修を行い、又は指導体制等を整えることが望ましい。	④Dr.学習会の実施(精神医療センター勤務医) ⑤ルポのカウンセラー2名が実施 ⑥【実施済み?】 連携している外部機関があれば記入してください Eスポとか ・セルプわらしベ→馬とのふれあい体験 ・ワークショップ虹→さをり織機のレンタル ・高陵幼稚園→カプラレンタル R4は保育体験 ・図書館→中央図書館での職場体験(R5より)	 現在のルポの配置人員 ・適応指導教室指導員 3人 ・学生指導員 11人 ・スーパーバイザー 1人 ・カウンセラー 2人 ★以下は現在ルポ単独の職員ではない ・加配教員 1人 ・教育相談員 5人 ・プランナー 2人
7 施設・設備等	①施設・設備は、相談・指導を適切に行うために、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものとする。	①【実施済み】要項 4.実施場所 (1)枚方市立教育文化センター(以下「センター」という。)別館1階 枚方市適応指導教室「ルポ」(以下「ルポ」という。) (2)必要に応じて、センター外での体験活動を実施	②【要検討】
	②センターは、集団で活動するための部屋、相談室、職員室などを備えることが望ましい。 ③センターは、運動場を備えるなどスポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていることが望ましい。適切な施設を有しない場合は、積極的に他のセンター等と連携することが望ましい。 ④センターでの個別学習や、家庭との連絡のため、必要な情報通信機器・ネットワークが整備されていることが望ましい。 ⑤センターには、相談・指導を行うため、児童生徒数に応じ、保健衛生上及び安全上必要な教具(教科用図書、学習ソフト、心理検査用具等)を備えるものとする。また、これらの教具は、常に改善し、補充するよう努めなければならない。	②【実施済み】 集団活動の部屋→プレイルーム 相談室→相談室 職員室→事務室 ③【実施済み】 渚体育館等 ※日常は教文3Fの多目的室利用畑あります	④⑤【試行実施済み】要項追加 5.内容等 (1)学習活動 ・本人の学習意欲に重点を置いた自習活動やタ ブレット端末等を活用した学習活動等 (2)個人活動 ・児童・生徒の状況に合わせた個人的な活動 やタブレット端末等を活用した活動等 (3)グルーブ活動 ・小集団による活動やタブレット端末等を活用し
			た活動等 (6)保護者支援 ・保護者懇談(各学期)、保護者会、カウンセリン グ、 <mark>タブレット端末等を活用した連絡体制</mark>

8 学校との連携	①指導員等は、不登校児童生徒の態様に応じ、その支援のため、在籍校との緊密な連携を行うものとする(定期的な連絡協議会、支援の進め方に関するコーディネート等の専門的な指導等)。②指導員等は、不登校児童生徒の学校復帰後においても、必要に応じて在籍校との連携を図り、継続的に支援を行うことが望ましい。③指導員等は、児童生徒の実情等の的確な見立て(アセスメント)にそった児童生徒の個々の回復状況を把握し、守秘義務に配慮した上で、本人、保護者の意向を確かめて在籍校に学習成果等を連絡するものとする。 ④指導員等は、不登校に関し、学校に対する専門的な指導・助言・啓発を行う。	①【実施済み】要項 5. 内容等 (7)学校支援 ・担任交流会、担任連絡会、教職員を対象とした 研修会等 ・情報発信、不登校調査・分析、学校訪問	②未実施 年度内の学校復帰については、月 1 回書面でやり取りをしている。年度が変わった場合は実施していない。 ④⑤【試行実施済み】要項追加5.内容等 (1)学習活動・本人の学習意欲に重点を置いた自習活動やタブレット端末等を活用した学習活動等 (2)個人活動・児童・生徒の状況に合わせた個人的な活動やタブレット端末等を活用した活動等 (3)グループ活動・小集団による活動やタブレット端末等を活用した活動等 (6)保護者支援・保護者懇談(各学期)、保護者会、カウンセリング、タブレット端末等を活用した連絡体制
9 他機関・民間施設・NPO法人等との連携	①センターは、教育センターや社会教育施設などの教育機関や児童相談所、警察、病院、ハローワーク等の関係機関との連携を適切に図り、不登校に関する地域ぐるみのサポートネットワークづくりに努めるものとする。②センターは、不登校関係の民間施設、NPO法人等との連携・協力を適切に図ることが望ましい。 ③民間施設との連携については国が示している「民間施設についてのガイドライン」等に留意するものとする。	②、③【実施済み】市独自のガイドラインを作成(不登校児童・生徒を支援する民間施設)	①【未実施】 ・2か月に1回実施されている「ひきこもり会議」 ハローワーク、病院、児相が来ます。 これはルポの範疇 ・年2回の「はぐくむネットワーク」には庁内の相 談機関が集まります。これは教育相談の範疇 教育相談事業を教育支援センターに含むのであればクリアされるかとおもいます。

10 教育委員会の責務	①教育委員会は,前各項の趣旨が達せられるよう,教育委員会規則の制定や指導体制の充実等,センターの整備に関し必要な方策を講じなければならない。 ②教育委員会は管轄地域以外のセンターの連携・協力関係が,適切に図ることができるよう配慮しなくてはならない。	①【実施済み】 上記1〜9のとおり実施済 ②【実施済み】 子ども未来部等と連携・協力しながら実施済	②連携する機関等をさらに拡充し、包括的な支援を強化する。
-------------	---	--	------------------------------